

平成 27 年 10 月 16 日

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書をご申請のお客様へ

(一財) 岩手県建築住宅センター

平素より格別のお引き立てを、ありがとうございます。

さて、平成 26 年 12 月 27 日より実施が始まりました「省エネ住宅ポイント制度」は、当センターでも『省エネ住宅ポイント対象住宅証明書』の発行業務を行っているところです。

省エネ住宅ポイント制度については国の予算額に達し次第終了となりますが、10 月 16 日時点で予算に対するポイント申請の実施率は 85%程となっております。それに伴い、当センターへの『省エネ住宅ポイント対象住宅証書』の証明依頼も増加の傾向にあります。

このままのペースで推移すると、ポイント申請期限が早まり、証明書が発行されましてもポイント申請が出来ないことも想定されます。

従いまして、今後当センターといたしましては、下記の取り扱いといたしますので、ご了承くださいますよう、何卒よろしく願いいたします。

#### 記

- ① 省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼の受付は、実施率 90%に達した翌営業日で終了いたします。
- ② 証明書の発行後、ポイント申請受付が終了し、ポイントが受けられない場合であっても、証明書手数料のご返金は致しかねます。

以上